

議 事 録

会 議 名	令和3年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和3年6月25日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子隆夫 7番 相田孝 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	3番 福岡 喜輝		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和3年第6回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、7番と8番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法5条の規定による許可申請について、議案番号16号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号16号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は資材置場で、譲受人が事業拡大のため適地を探していたところ、譲渡人と賃貸借契約の見込みとなりました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：6月17日事務局職員と現地を確認してきました。農地法の要件を満たしており、他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号16号は原案のとおり許可相当として意</p>		

見書を添え、県に進達することに決定いたします。
続いて、日程第2非農地証明願について、議案番号17号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号17号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和63年以前から母屋が存在しており、同年申請者が相続しました。他の農地転用申請をしようとしたことが、違反であることを確知したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、役場から半径500mの円で囲まれる面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合、半径の長さ1キロメートルまでの区域まで宅地を占める割合が40%以上あれば広げることが出来ます。調査したところ宅地の面積の割合が40%以上でしたので、役場から半径1km以内であれば第2種農地となりますので、申請地も第2種農地となります。30年以上前から宅地として利用していたので農地への復元が不可能であり、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会長：続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：先日現地調査を行いました。申請地は昭和の時代から母屋が建っており、よくある事例でございます。他の農地に影響はございませんので非農地証明を交付しても問題ないと思います。

会長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

4番：農地種別の根拠について、詳しく説明をお願いします。

事務局：役場から半径500m以内の区域は宅地の割合が40%を超えています。また、この場合役場からの半径を1Kmまで増やしていくことが出来ますが宅地の割合が40%を超えている状況です。この結果、役場から半径1Km以内の農用地以外の農地は第2種農地となります。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号17号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案番号18号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号18号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は平成19年から車庫として使用しておりました。当地の所有者は、令和3年4月19日に破産手続きが開始され、破産管財人から非農地証明願の申請がありました。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、役場から半径500mの円で囲まれる面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合、半径の長さ1キロメートルまでの区域まで宅地を占める割合が40%以上あれば広げることが出来ます。調査したところ宅地の面積の割合が40%以上でしたので、役場から半径1km以内であれば第2種農地となりますので、申請地も第2種農地となります。かなり以前からコンクリートを敷いて車庫として使用しておりますので、農地への復元が不可能であり、他の農地に影響はないと思われました。

ので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：先日現地調査に行ってきました。さきほど説明があったとおり住宅敷地の車庫として使用しており、コンクリートも敷いてますので農地の復元は不可能です。他の農地に影響はありませんので、非農地証明を交付しても問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号18号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号19号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は申請者の被相続人が農地法を理解しないまま平成15年頃から資材置場として使用しておりました。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。かなり以前から資材置場として使用されており、トラック等の車両も航空写真で確認していることから土壌が耕作に適さず、農地への復元が不可能であり、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：6月14日に事務局と調査をしてきました。申請地は先ほど説明があったとおり資材置場として利用されていて、現在は更地になっていますが、トラック等も駐車していたようですので畑の土壌に適さない状況です。他の農地に影響はありませんので非農地証明を交付することはやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号19号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号39号の1件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号40号から53号の14件、以上、一括し

	<p>て事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり1件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり14件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和3年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和3年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、令和3年7月26日、承認・署名を得て確定しました。